

4. 汽水・淡水魚類レッドデータブックの見直し手順

(1) 評価対象種

まず、汽水・淡水魚類レッドデータブックの見直しに当たって、評価の対象となる種の条件を以下のとおりとした。これらに条件は、脊椎動物全分類群に適用している。

①種又は亜種が評価の単位

分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とした。

亜種レベルに満たないグループであるサツキマス、イワメ等は、単独での選定評価は行わなかった(当該グループが属する亜種全体で評価)。また、亜種名が存在しても分類上の議論があるゴギ、ハリヨ等は、単独での選定評価は行わなかった。

②純海産動物は対象外

淡水河川・湖沼から汽水域に生息する魚類を対象とした。海産魚類は対象外。

③移入種は対象外

海外から移入された種及び他地域から移入された種は対象から除いた。ただし、移入かどうかの判断が困難な場合は対象とした。(例:タウナギ、タイワリンキンギョ)

一方、メダカ、ホトケドジョウなど、普通に生息していると思われていた種でも、絶滅のおそれがあることが明らかになった。

また、旧版で絶滅危惧種に選定されていたサツキマスは、以下の理由により今回の選定評価の対象外となり本書には掲載されていない。即ち、サツキマスはアマゴの降海型であり、分類学上はアマゴ(亜種レベル)に含まれる。旧版では亜種レベルに満たないグループも選定対象としていたが、今回の見直しでは、選定評価の対象を分類学上の亜種レベル以上に厳密に限定したことから、サツキマスを含むアマゴ全体が評価の対象とされた。アマゴ全体で見れば、絶滅のおそれがあるとは言えないことから、サツキマスは本書には掲載されなかった。サツキマスの自然個体群の希少性に変化があったものではない。